

他府県等から京都府公立高等学校を志願するみなさん及び 京都府内で公立高校の通学区域を越えて転居されるみなさんへ

令和5年度入学者選抜

- 1 京都府公立高校においては、高校・課程・学科ごとにそれぞれ「通学区域」が定められており、保護者の住所(生活の本拠)が存する通学区域内の高校・学科等に限り、志願することができます。
- 2 入学願書の提出後から入学日の間において、他府県や外国から京都府内に転居される場合や、京都府内で公立高校の通学区域を越えて転居される場合は、特別事情具申<2号>として、転居先の住所及びその住所から志願できる高校・学科等を事前に届け出でていただく必要があります。
- 3 上記の手続きは、保護者等が直接ご来庁の上、行っていただきます。なお、事前相談については、お電話でも可能です。

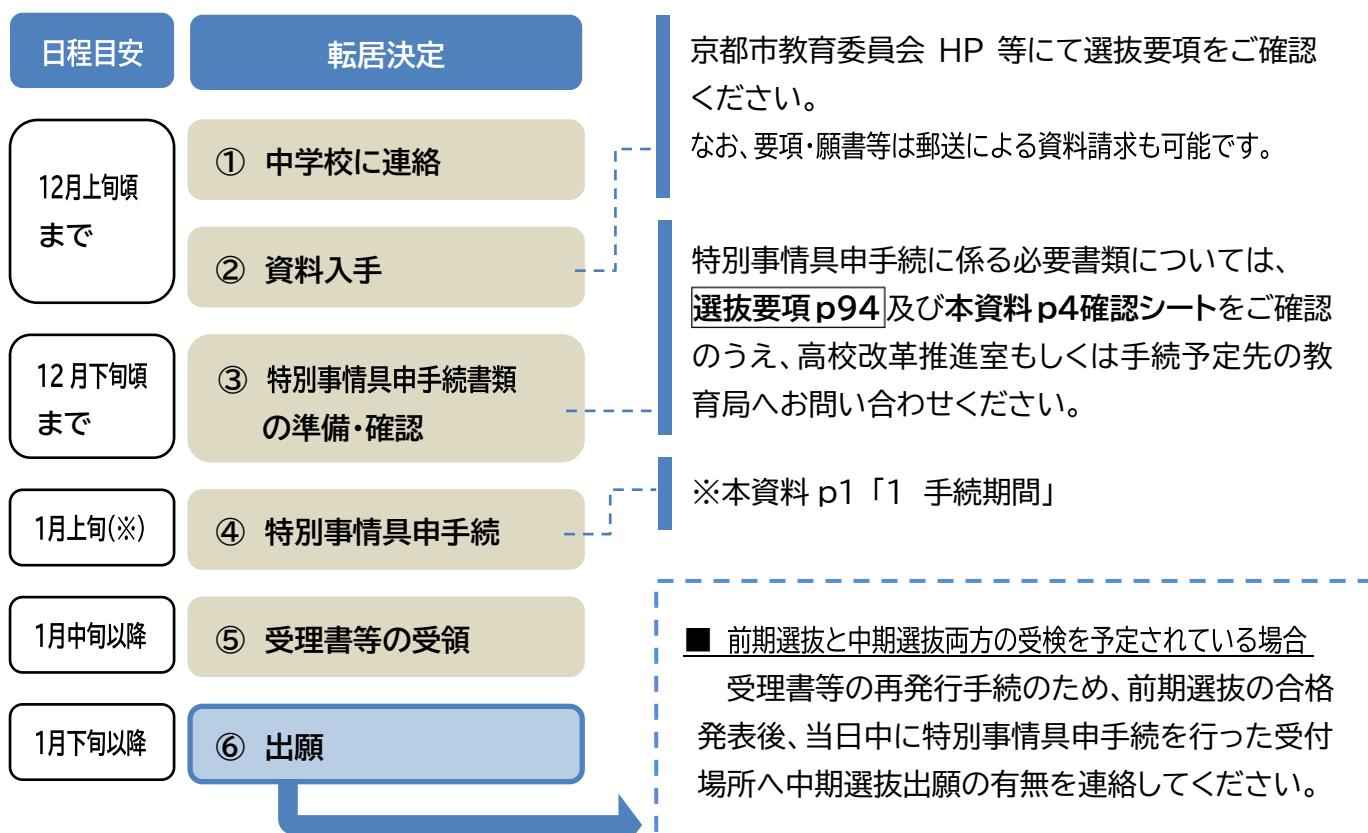
特別事情具申について

1. 手続期間

令和5年1月5日(木)から1月17日(火)まで(日・土・祝日除く) 午前9時～午後5時まで
ただし、前期選抜・特別入学者選抜に志願する場合は、

令和5年1月5日(木)から1月11日(水)まで(日・土・祝日除く) 午前9時～午後5時まで

■ 出願までの流れ



2. 受付場所(京都府教育庁または各教育局)

・京都府教育庁指導部高校改革推進室(受付場所未定のため確定次第住所を更新します。)

・乙訓教育局	向日市上植野町馬立8	TEL:(075)414-5848
・山城教育局	京田辺市田辺明田1	TEL:(075)933-5130
・南丹教育局	南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	TEL:(0774)62-0148
・中丹教育局	綾部市川糸町堀ノ内 39	TEL:(0771)62-0304
・丹後教育局	宮津市字吉原 2586-2	TEL:(0773)42-1200
		TEL:(0772)22-2175

3. 提出書類(選抜要項p94)及び本資料p4確認シートとあわせてご確認ください)

(1) 転居の場合(保護者と志願者が京都府内に転居する)

- ① 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式(の2) **選抜要項p122**
- ② 転居先住所又は生活の本拠を確認できる書類
- ③ 返信用封筒(定形・84円切手を貼ったもの)
- ④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料

(2) 単身赴任等の場合(志願者が京都府内に居住する保護者の住所へ転居する)

- ① 副申書 **選抜要項p123**
- ② 府内の住所が確認できる書類
- ③ 返信用封筒(定形・84円切手を貼ったもの)
- ④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料

手続後の流れ

1. 受理書・副申書の受領

教育委員会で内容を審査し、後日、「受理書」もしくは「副申書」を返送します。

2. 出願

「受理書」もしくは「副申書」を入学願書に添付することで、出願が可能になります。

3. 「受理書」もしくは「副申書」の再発行

前期選抜の合格発表後、中期選抜を受検する場合は、教育委員会で「受理書」もしくは「副申書」を再発行します。

再発行が必要か確認するため、前期選抜の合格発表日に合否に関わらず、手続をした受付場所へ中期受検の有無について必ず連絡をしてください。

なお、再発行した書類は、教育委員会から出願校へ送付するため、願書への添付は不要です。

その他

1. 転居等の予定がある場合は、まずは中学校に連絡のうえ、高校改革推進室もしくは手続予定先の教育局へご相談ください。なお、ご相談は中学校からでも保護者の方からでも構いません。

2. 事情をよく説明できる成人の方であれば、保護者以外の方でも手続をしていただけます。

3. 住民登録(住民票)は、手続時点では提出を求めていません。

ただし、合格後、入学手続の際に住民票記載事項証明書の提出を求めますので、それまでには住所を異動させてください。

4. 問い合わせ先

京都市教育委員会事務局 指導部 学校指導課 TEL(075)222-3811

京都府教育庁 指導部 高校改革推進室 TEL(075)414-5848

具体的な事例

※ 入学願書の提出から入学日までの期間において、

以下のケースに該当する場合に特別事情具申又は住所確認の手続が必要となります。

<特別事情具申>

- ・保護者の住所を他の都道府県又は外国から府内に変更する者

対象	・他の都道府県から府内へ中学卒業と同時に転居予定 ・海外の日本人学校卒業後、3月中には帰国し、府内に居を構える予定
対象外	・他の都道府県や海外から5月上旬に転居予定 → 入学日までに転居する必要があり、受理できない。 ・他の都道府県から生徒のみ単身で府内へ転居 → 保護者が府内に居住していないため、受理できない。

- ・保護者の住所を府内において変更する者のうち、

当該学科等の通学区域を越えて住所を変更する場合(山城通学圏から京都市・乙訓通学圏 等)

対象	・宇治市在住だが、3月中に京都市内へ転居予定 → 山城通学圏から京都市・乙訓通学圏への通学区域をまたがる転居のため、具申手続が必要。
対象外	・福知山市内で保護者と同居しているが、生徒のみが京都市にいる両親の知人の家へ下宿予定 → 保護者と一緒に転居する必要があり、受理できない。 ・宇治市内に在住しているが、京都市に住宅を建築中であり、引き渡し予定は5月中である。 → 入学日までの引き渡しが必要であり、現住所からの志願となる。

<住所確認手続き>

- ・以下のケースに該当する場合は、「住所確認」手続きが必要となる。

手続きが必要となる理由及び府内の親の住所等を記した中学校長の副申書(住所確認用)を作成し、具申手続期間中に府内の住所を確認できる書類とともに府教育委員会等に持参し、あらかじめ住所の確認を得ること(副申書は願書に添付する)。

・両親のうち一人が単身赴任等のため既に府内に住居を有しており、中学校卒業後に、生徒は他の家族とともに当該住居へ転居する場合
保護者の住所は府内にあり転居予定もないが、生徒が保護者の元を離れて通学区域外又は他府県に所在する国私立中学等(山村留学等を含む。)に就学している場合
A 中学校の事実上の保護者を府外の親族等としている場合 → 上記の住所確認手続きを行う
B 中学校の指導要録上、保護者及び保護者の住所が府内の親である場合 → 上記手続きは不要だが、府内住所等を記した中学校長の副申書を願書提出時に添付
・過年度卒業者で中学校卒業後転居した場合 ※副申書(住所確認用)様式を流用、中学校長の副申は不要

(参考)具申手続きが不要な場合

・願書提出時に既に転居しているが、市町村教育委員会による通学区域外就学許可により従来の中学校に引き続き就学している場合 → 区域外就学許可書の写しを願書提出時に添付する。
・保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる場合 → 区域外就学許可書の写し又は中学校長の副申書を願書提出時に添付する。

特別事情具申手続の提出書類について(提出書類確認シート)

特別事情具申手続に係る提出書類を準備する際にご活用ください。

チェック

① 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式(の2)または副申書

ご事情に応じて、いずれかの書類をご準備ください。

■ 保護者と志願者が京都府内に転居する場合

⇒ 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式(の2) **選抜要項p122**

■ 単身赴任等により既に京都府内に居住する保護者の住所に志願者が転居する場合

⇒ 副申書 **選抜要項p123**

チェック

② 転居先住所又は生活の本拠、府内の住所を確認できる書類

ご事情に応じて、いずれかの書類をご準備ください。

■ 持家に転居する場合

書類(例)	備考
・ 家屋に係る固定資産税納入通知書と明細書(写)	・当該年度に発行されていること ・所有者全員の氏名が確認できること
・ 家屋評価証明書(写)	(家屋に係る固定資産税納入通知・明細書は、共有名義人の氏名が記載されていない場合があります)
・ 家屋登記謄本(写)	

■ 家屋を新築又は購入し転居する場合

書類(例)	備考
・ 家屋に係る売買契約書(写)	・入学日までに完成・引渡しがされることがわかること
・ 建築請負契約書(写)	

■ 借家・社宅等に転居する場合

書類(例)	備考
・ 賃貸契約書(写)	・入学日までに入居することができる ・入居者名に保護者・志願者氏名の記載があること
・ 社宅入居証明書	以下の事項が記載され、勤務先代表者(所属長)印があること ア 入居(予定)年月日 イ 入居先住所 ウ 入居者全員の氏名

チェック

③ 返信用封筒(返信先を記入し、84 円切手をはったもの)

チェック

④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料

①～③の書類をご確認のうえ、高校改革推進室もしくは手続予定の教育局へご連絡ください。
ご事情に応じて、必要資料等をご案内いたします。

■ 必要となる資料の一例

書類(例)	ご事情(例)
・同意書 選抜要項p124	・保護者の方が転居先住居の所有者または借主でない場合 ・賃貸契約書の入居者名に保護者・志願者氏名の記載がない場合 等
・更新契約書	賃貸契約期間が入学日までに満了し、更新契約をする場合 等